

内閣人 第七四号

起案 令和四年五月十九日

裁可	上奏	決定
令和	令和	令和四年五月二十日
年	年	年
月	月	月
日	日	日

公布	施行
令和	令和
年	年
月	月
日	日

内閣官房長官

總理大臣

内閣總務官

大西 桂

内閣總理大臣

總理大臣



内閣官房副長官

總理大臣



内閣總務官

大西 桂

金子(恭)国務大臣

後藤 国務大臣

岸 国務大臣

牧 島 国務大臣

内閣總務官

大西 桂

古川 国務大臣

立 萩生田 国務大臣

小 林 国務大臣

松 野 国務大臣

内閣總務官

大西 桂

林 国務大臣

碧 斎藤 国務大臣

西 銘 国務大臣

山 際 国務大臣

内閣總務官

大西 桂

鈴木 国務大臣

外不出  
張不外

二之湯 国務大臣

若宮 国務大臣

内閣總務官

大西 桂

末松 国務大臣

劍 山口 国務大臣

野 田 国務大臣

内閣總務官

大西 桂

</div

(六月二十三日以降発令予定)



今 崎 幸 彦

年 号 月 日 事 項

一 府 名 外 務 省

裁 判 所

る

平成 元 四 一

外務事務官（アジア局南東アジア第二課）の併任を解除する

〃 〃 〃

外務事務官（在フィリピン日本国大使館）に転任させ

る

二等書記官を命ずる

アジア局南東アジア第二課に併任する

（期間は平成元年四月三十日までとする）

〃

五 二六

東京出発

〃 〃

マニラ着任

三 四 一

帰朝を命ずる

五 一四

マニラ出発

〃 〃

帰朝（東京）

一五

辞職を承認する

2丁

簡易裁判所判事兼判事補に任命する

内閣

今 崎 幸 彦

年 号	月 日	事 項	裁 判 所		名 称
			序 号	名 称	
平成 三	五 一 六	京都簡易裁判所判事に補する	京都地方裁判所判事補に補する		
		判事補の職權の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	最高裁判所		
	六 四	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事補に補する		
	七 五	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所裁判所調査官に充てる		
	二 七	判事に任命する	東京地方裁判所判事に補する		
		最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所		
	一 〇 四	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	最高裁判所裁判所調査官に充てる		
	一 一 四	最高裁判所事務総局刑事局第二課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第二課長を免じ		
	一 四 四	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる		
3丁		兼ねて最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる		

4丁

		裁 判 所		年 号	月 日	事	項	序	名
年	月	日	月	年号	月日	事	項	序	名
平成一四	九	三〇	法 制 審 議 会 幹 事 に 任 命 す る	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる					最 高 裁 判 所
一五	三	七	法 制 審 議 会 幹 事 を 免 ず る						法 务 省
一六	四	一	法 制 審 議 会 幹 事 に 任 命 す る						
一七	一〇	一	法 制 審 議 会 幹 事 を 免 ず る						
一八	一	一	最 高 裁 判 所 事 務 総 局 刑 事 局 第 一 課 長 を 免 ず る						
一九	二〇	一	最 高 裁 判 所 事 務 総 局 刑 事 局 第 三 課 長 の 兼 務 を 免 ず る						
二〇	一一	一	東 京 高 等 裁 判 所 判 事 に 補 す る						
二一	一二	一	法 制 審 議 会 幹 事 を 免 ず る						
二二	二六	一	司 法 研 修 所 教 官 に 充 て る						
二三	二七	判 事 に 任 命 す る	裁 判 所 法 第 四 十 条 第 三 項 の 規 定 に よ り 判 事 任 期 終 了	最 高 裁 判 所	内 閣	東 京 高 等 裁 判 所 判 事 に 補 す る			今 崎 幸 彦

今 崎 幸 彦

裁判所		年号	月日	事	項	序	名
平成二〇	二四	司法研修所教官に充てる					最高裁判所
〃	二四	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる					
〃	二四	最高裁判所事務総局広報課長を命ずる					
〃	二四	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる					
〃	二四	最高裁判所事務総局広報課長を免ずる					
〃	一一一	東京地方裁判所判事に補する					
〃	一一一	部の事務を総括する者に指名する					
〃	一一一	一部の事務を総括する者に指名する					
〃	一一一	一部の事務を総括する者に指名する					
〃	一一一	一部の事務を総括する者に指名する					
〃	一一一	一部の事務を総括する者に指名する					
〃	一一一	一部の事務を総括する者に指名する					
最高裁判所事務総局刑事局長を命ずる							
兼ねて最高裁判所図書館長を命ずる							
国立国会図書館支部最高裁判所図書館長を命ずる							
国立国会図書館							

6丁		裁判所		年号	月日	事項	府名	法務省名	今崎幸彦
年	号	月	日						
平成二一五	一一六	九	九	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	広報課長堀田眞哉海外張不在中最高裁判所事務総局	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	最高裁判所事務取扱を命ずる	最高裁判所	最高裁判所
一一七	一一四	一一四	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	広報課長堀田眞哉帰国につき最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を免ずる	最高裁判所事務取扱を免ずる	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所
一一八	一一四	一一四	法務省	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	最高裁判所事務取扱を免ずる	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所
一一九	一一三〇	一一三〇	最高裁判所	最高裁判所図書館長の兼務を免ずる	最高裁判所図書館長を命ずる	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所
一一九	一一水戸	一一水戸	最高裁判所	水戸地方裁判所判事に補する	水戸地方裁判所長を命ずる	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所
一一九	一一國立	一一國立	最高裁判所	國立国会図書館支部最高裁判所図書館長を免ずる	國立国会図書館支部最高裁判所図書館長を命ずる	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所

今  
壽  
幸  
彥

年  
号  
一  
月  
日  
事

項序名

所	判	裁	年号	月日	事
			内閣	内閣	内閣
二六	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了		五	二七	判事に任命する
二八	水戸地方裁判所判事に補する		七	最高裁判所事務総長を命ずる	最高裁判所
二九	最高裁判所事務総長に任命する		八	最高裁判所	内閣
三〇	法制審議会委員に任命する	内閣	九	東京高等裁判所長官に補する	最高裁判所
三一	法制審議会委員に任命する	法務省	一〇	高等裁判所長官に任命する	内閣
一一	令和元年九月一日	内閣	一一	検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する	内閣
一二	令和元年九月一日	内閣	一二	検察官特別任用分科会に所属させる	内閣